

審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	離島移送費の支給	
処 分 の 概 要	離島振興対策実施地域に居住する方々が、施設入所や短期入所のために、島外の介護保険施設等に移送される場合、その海路に係る移送費用を支給する	
根 拠 法 令 名	松山市介護保険離島移送費支給要綱（平成16年12月21日要綱第69号）	
条 項	第4条	
所 管 課	介護保険課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	45日	
標準処理期間	計	45日
審査基準		
松山市介護保険離島移送費支給要綱第2条及び第3条の規定による		
<p>【根拠法令等】 松山市介護保険離島移送費支給要綱</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)短期入所生活介護等 次に掲げるサービスをいう。 ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第9項に規定する短期入所生活介護 イ 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護 ウ 法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護 エ 法第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 オ 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護 カ 法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護 キ 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護 ク 法第8条23項に規定する施設サービス (2)介護保険施設等 短期入所生活介護等のサービスを行う拠点又は施設をいう。 (3)被保険者 法第9条第1号及び第2号に規定する介護保険の被保険者をいう。 (4)要介護者 法第7条第3項に規定する要介護者をいう。 (5)要支援者 法第7条第4項に規定する要支援者をいう。</p> <p>(支給の対象) 第3条 移送費支給の対象となる離島居住者は、本市の被保険者のうち、前条第1号ア、イ、ウ、エ又はクに規定するサービスを利用する場合にあっては要介護者とし、前条第2号オ、カ又はキに規定するサービスを利用する場合にあっては、要支援者とする。 2 移送費支給の対象となるサービスは、前条第1号に規定する短期入所生活介護等とする。ただし、前条第1号クに規定するサービスを除き、法第43条及び第55条に規定する区分支給限度基準額を超えないものに限る。 3 移送費支給の対象となる費用は、第1項に規定する離島居住者及びその付添人に係る海路に係る交通費等の実費とする。ただし、付添人に係る費用は、運転手を除き1名分を限度とする。 4 前項の交通費等の実費は、利用する航路を営む海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定による許可を受けた一般旅客定期航路事業者が同法第10条の規定により公示した旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送に係る運賃及び料金のうち、離島居住者が実際に支払った金額の合計額を限度とする。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

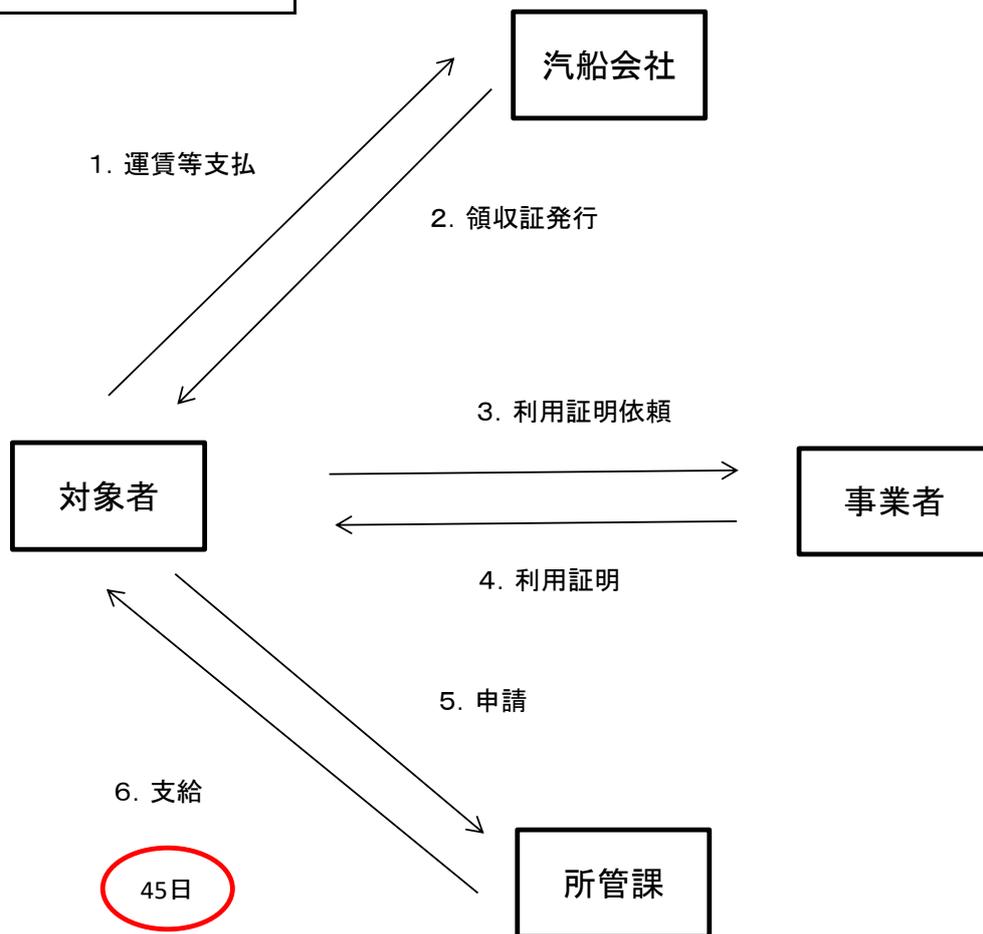
(支給の方法)

第4条 移送費の支給を受けようとする者は、移送費支給申請書(様式第1号)に移送に要した費用の領収書等を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、審査結果を介護保険移送費支給・不支給決定通知書(様式第2号)をもって、申請者に通知するものとする。

3 市長は、支給を決定した場合には、申請者の請求により移送費を支払うものとする。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。